

第4回いわき市下水道事業等経営審議会資料

令和4年11月

いわき市 生活環境部 生活排水対策室 経営企画課



目次

●目次

- ・ 下水道事業経営戦略の中間見直し 1頁～ 8頁
- ・ 下水道使用料の基本的な考え方 9頁～ 19頁
- ・ 【参考】令和3年度下水道事業等の決算状況 20頁～ 24頁
- ・ 今後の予定 25頁



1 下水道事業経営戦略の中間見直し

● 経営戦略の基本的な考え方①

【経営戦略とは】

- 公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である。
- その中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した収支計画である。
- 経営戦略は、経営基盤強化と財政マネジメント向上に資する重要なツールと位置づけられることから、策定後も毎年度、進捗管理や計画と実績との乖離検証、その結果を踏まえた定期的な見直しを行う必要がある。
- 策定過程において、経営状況等の「見える化」を図ることにより経営健全化に向けた議会、住民との議論の契機とすることが重要である。

(国の経営戦略策定・改定ガイドラインより)



2

下水道事業経営戦略の中間見直し

●経営戦略の基本的な考え方②

【経営戦略の必須項目】

※下線部は、国の通知(R4.1)で新たに追加された項目

No	内 容
1	<u>企業及び地域の現状と、これらの将来見通しを踏まえたものであること</u>
2	計画期間が10年以上となっていること (やむを得ず10年未満とする場合、理由について議会・住民に説明されていること)
3	計画期間内に収支均衡していること (収支均衡していない場合でも、収支ギャップの解消に向けた取組の方向性や検討体制・スケジュールが記載されていること)
4	議会・住民に対して公開されていること
5	効率化・経営健全化のための取組方針が示されていること
6	毎年度の進捗管理 (モニタリング) と少なくとも5年に1回の頻度での見直し (ローリング) 等の経営戦略の事後検証、改定の実施について記載されていること

(国の経営戦略策定・改定ガイドラインより)



3

下水道事業経営戦略の中間見直し

●全国の策定・改定状況

経営戦略の策定

- ・国は、公営企業に対し、令和2年度までの策定を要請
- ・令和3年3月31日時点の策定率は96.2%。

経営戦略の改定

- ・国は、公営企業に対し、**令和7年度までの見直しを要請**
- ・令和3年3月31日時点の改定率は10.0%

策定状況の見える化

- ・国は、令和3年3月31日時点で全都道府県・市町村の事業別の策定状況を、総務省HPにおいて公表済み（令和3年10月公表）
- ・毎年度調査を実施し、策定状況・経営状況の「見える化」を推進



4

下水道事業経営戦略の中間見直し

●本市のこれまでの取組み①

第1次経営審議会(平成28年10月12日～平成30年10月11日)

平成28年10月に設置し、平成30年9月の答申まで、全11回の審議会を開催した。

【主な成果】

- ・ 市下水道事業経営戦略の策定 (計画期間：10年間)
- ・ 下水道使用料の改定

第2次経営審議会(平成31年3月22日～令和3年3月21日)

平成31年3月に設置し、令和2年11月の答申まで、全7回の審議会を開催した。

【主な成果】

- ・ 市地域汚水処理事業経営戦略の策定 (計画期間：10年間)
- ・ 市農業集落排水事業経営戦略の策定 (計画期間：10年間)



5

下水道事業経営戦略の中間見直し

●本市のこれまでの取組み②

第3次経営審議会(令和3年11月25日～令和5年11月24日)

令和3年11月に設置し、これまで3回の審議会を開催した。

【主な検討事項】

- ・ 市下水道事業経営戦略の中間見直し ・ 下水道使用料の検討

日にち	回数	主な内容
R3.11.25	第1回経営審議会	委嘱状交付、下水道事業等の概要
R4.2 ※書面開催	第2回経営審議会	下水道事業経営戦略の進捗状況
R4.7.27	第3回経営審議会	下水道施設(中部浄化センター)の視察

経営戦略の中間見直し

今後の社会経営情勢等の変化にも適切に対応するため、計画期間を前期・後期の5年間に分け、中間となる年（令和5年度）に戦略の達成状況（各種施策の進捗状況など）を踏まえ、適切に見直しを図る。



6

下水道事業経営戦略の中間見直し

●経営戦略の中間見直し①

現状と課題

- ①未普及の状況
- ②少子・高齢化、人口減少
- ③施設の老朽化に伴う更新需要等の増
- ④燃料・物価高騰 など

下水道事業経営戦略

第1章 経営戦略の概要

第2章 事業の現状と課題

第3章 事業分析について

第4章 基本理念等について

第5章 具体的な各種施策（取組み）について

第6章 投資・財政計画

第7章 経営指標と目標値

第8章 推進体制と進捗管理等

経営上の課題整理と最新データの反映

前期（令和元～5年度）までの施策の進捗状況等を踏まえ、後期の施策（取組み）に反映。

前期（令和元～5年度）までの決算状況等を踏まえ、後期の計画に反映



7 下水道事業経営戦略の中間見直し

●経営戦略の中間見直し②

【投資・財政計画の見直し】

経営戦略の中心となる投資・財政計画について、時間経過に伴う状況変化等を踏まえ、今後の収支（令和6～10年度）の見直しを検討する。収支の過不足等の状況を踏まえ、使用料水準の検討も併せて行う。

【収益的収支の見直しイメージ】

後期（R6～10）が見直しの対象

（単位：億円）

区分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
収入合計①	84.6	85.0	85.1	85.5	85.7	85.4	85.0	85.1	85.0	82.9
下水道使用料	36.1	36.5	36.6	36.8	36.7	36.7	36.6	36.6	36.5	36.5
一般会計からの繰入	31.0	31.1	31.3	31.5	31.2	31.1	31.1	31.1	31.1	31.1
その他(長期前受金戻入等)	17.5	17.4	17.2	17.2	17.8	17.6	17.3	17.4	17.4	15.3
支出合計②	82.1	81.7	81.8	82.4	83.9	83.1	84.1	85.5	86.2	82.3
維持管理費	26.0	25.3	25.4	25.7	25.9	25.9	25.9	25.9	25.9	24.4
減価償却費	44.4	45.1	45.4	46	47.5	47.7	48.9	50.5	51.4	48.9
支払利息	9.4	9.1	8.8	8.4	8.2	7.8	7.7	7.5	7.3	7.3
その他	2.3	2.2	2.2	2.3	2.3	1.7	1.6	1.6	1.6	1.7
純損益(①-②)	2.5	3.3	3.3	3.1	1.8	2.3	0.9	▲ 0.4	▲ 1.2	0.6

見直しの主なポイント

【収入①】

- 下水道の整備(未普及区域解消)
- 人口減少 等

【支出②】

- 施設の統廃合による維持費の低減等(下水汚泥等利活用事業、中・東部処理区統廃合事業など)
- 燃料・物価高騰による維持管理費等の増を反映



8

下水道事業経営戦略の中間見直し

●経営戦略の中間見直し③

原価計算表の掲載

下水道事業については、料金水準が適切なものであるか、また、将来の料金改定の必要性等について議会や住民の理解に資するよう、**料金回収率や経費回収率※の目標及び原価計算の内訳などを記載**し、見える化を図ること。

(令和4年1月：総務省通知)



原価計算表は、今回の経営戦略の中間見直しで追加するとともに、使用料水準を検討する際の参考とする。

※経費回収率は本資料(11P)で詳細を説明

原価計算表のイメージ

【収入の部】

項目	金額			
	最近1年間の実績	投資・財政計画a	公費負担分b	使用料対象経費a-b
使用料				
その他				
合計				

【支出の部】

項目	金額			
	最近1年間の実績	投資・財政計画a	公費負担分b	使用料対象経費a-b
管渠費				
ポンプ場費				

その他				
合計				

使用料水準の説明	
----------	--



9

下水道使用料の基本的な考え方

●下水道事業の経営原則

- 下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用。
- 下水道事業に係る経費の負担区分は、**「雨水公費・汚水私費」が原則。**

「雨水公費・汚水私費」の原則とは

- ①「雨水公費」とは、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから、雨水排除に要する経費については公費により負担。
- ②「汚水私費」とは、汚水は原因者や受益者が明らかことから、私費（使用料）により負担。
- ③ただし、汚水処理に要する経費のうち、合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費により負担。

（雨水公費・汚水私費のイメージ図）

①雨水処理費	公費(繰入金)
③分流式分等	公費(繰入金)
②汚水処理費	私費(使用料)



●使用料の基本原則

下水道使用料は、下水道事業の管理運営に係る経費のうち、私費で負担すべき経費を回収するための使用者から徴収するものであり、その徴収根拠及び設定の原則は、下水道法第20条に次のように規定されている。

下水道法第20条

- ① 公共下水道管理者は、**条例※で定める**ところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。
- ② 使用料は、次の原則によって定めなければならない。
 - ・ 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
 - ・ 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
 - ・ 定率又は定額をもって明確に定められていること。
 - ・ 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

※いわき市下水道条例【参考】
(使用料)

第12条 汚水を排除して公共下水道を使用する者は、使用料を納入しなければならない。



11 下水道使用料の基本的な考え方

●経費回収率とは

- 汚水処理にかかる経費を使用料でどの程度まかなえているかを確認する指標である。
- 下水道の経費は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理費全てを使用料によって賄うことが原則である。

【参考】雨水公費・汚水私費の原則(本資料9P参照)

- したがって、経費回収率は、下水道事業の経営を最も端的に表している指標といえる。

【計算式】

$$\text{経営回収率(\%)} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}} \times 100$$



12

下水道使用料の基本的な考え方

● 1か月当たりの使用料

下水道使用料

1か月当たりの使用料
税込み：3,500円(20m³)

【参考】

● 地域汚水処理事業

1か月当たりの使用料
税込み：2,970円

● 農業集落排水事業

1か月当たりの使用料
税込み：3,490円
※ 1世帯3人の場合

【いわき市下水道条例】

汚水の種類	基本使用料 (1月)	超過使用料(1月)			
		汚水量	1立方メートルにつき		
一般汚水	10立方メートルまで 1,674円20銭	11立方メートルから 20立方メートルまで	182円60銭		
		21立方メートルから 30立方メートルまで	202円40銭		
		31立方メートルから 50立方メートルまで	212円30銭		
		51立方メートルから 100立方メートルまで	278円30銭		
		101立方メートルから 200立方メートルまで	300円30銭		
		201立方メートルから 500立方メートルまで	321円20銭		
		501立方メートル以上	341円		
		公衆浴場汚水		500立方メートルまで	52円80銭
				501立方メートル以上	37円40銭



13

下水道使用料の基本的な考え方

●使用料改定の変遷

これまでの経過

本市の下水道使用料は、昭和45年1月に設定して以来、9回にわたって改定を実施してきており、直近では平成31年4月に改定している。

直近の改定

20m³/月使用する家庭においては、1か月406円の増
(2,776円⇒3,182円)
※税抜き

【使用料改定の変遷】

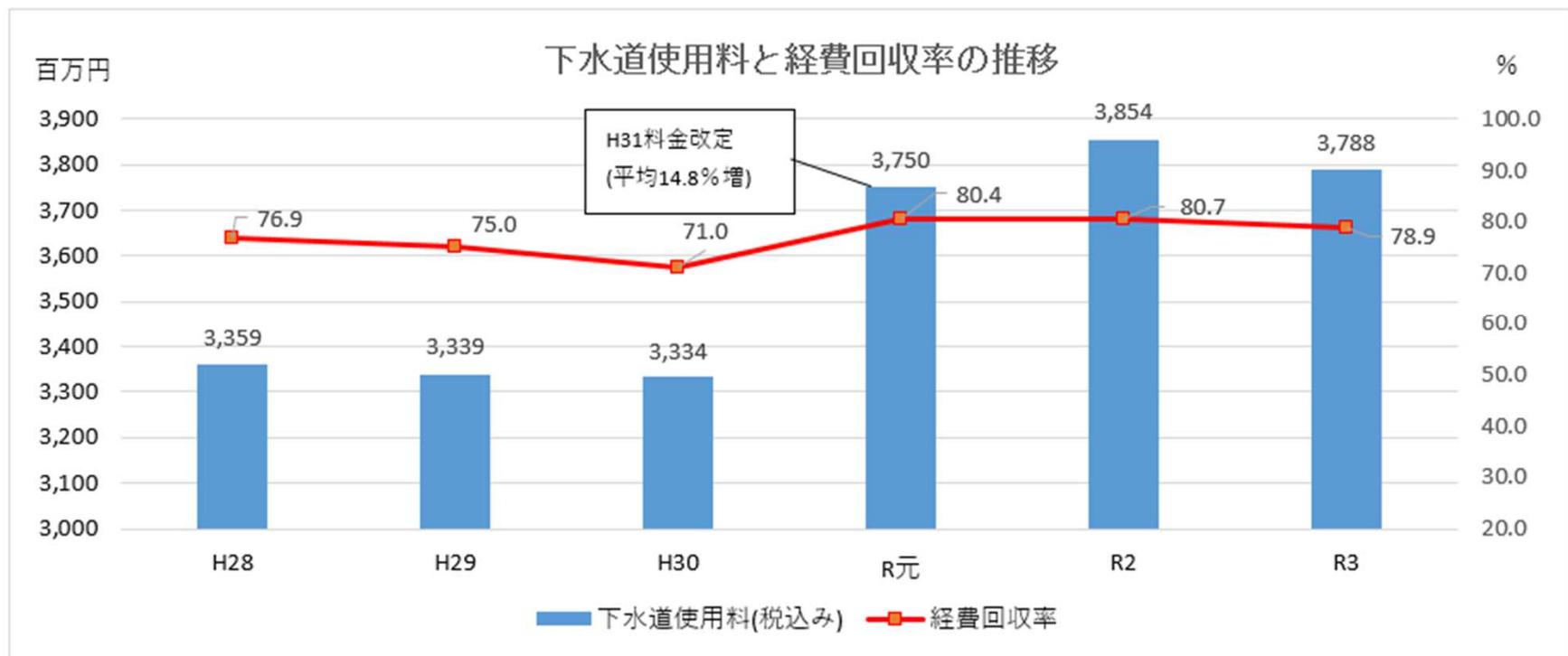
回	改定時期	間隔年月	改定率	20/m ³ 月単価 (税抜)
1	昭和54年7月	9年6か月	118.75%	620
2	昭和59年6月	4年11か月	97.14%	1,220
3	昭和63年4月	3年10か月	28.59%	1,570
4	平成4年4月	4年	35.10%	1,820
5	平成8年4月	4年	10.81%	2,000
6	平成15年4月	7年	11.97%	2,240
7	平成19年4月	4年	16.23%	2,604
8	平成26年7月	7年	6.60%	2,776
9	平成31年4月	5年	14.80%	3,182



14

下水道使用料の基本的な考え方

●使用料収入と経費回収率の推移(H28～R3)



(単位：百万円、%)

区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3
下水道使用料(税込み)	3,359	3,339	3,334	3,750	3,854	3,788
経費回収率	76.9	75.0	71.0	80.4	80.7	78.9



15

下水道使用料の基本的な考え方

●使用料水準の比較①（全国・類似団体）

【全国・類似団体との比較】

区分	いわき市(R3)	(参考:R2)	
		全国	類似団体※
月額使用料(円)	3,500	2,858	2,918
経費回収率(%)	78.9	86.1	84.2
使用料単価(円)	196.8	132.9	159.6
汚水処理原価(円)	249.4	154.5	189.6

※1 類似団体の定義（①～③いずれの要件も該当する団体(52市)）

①処理区域内人口10万人以上 ②有収水量密度2.5千 m^3 /ha以上5.0千 m^3 /ha未満

③供用開始後年数25年以上



16

下水道使用料の基本的な考え方

●使用料水準の比較②（処理区域内人口・県内他市）

【処理区域内人口別】

処理区域内人口	平均使用料 (20m ³ /月)
30万人以上	2,330
10万人～30万人未満	2,394
5万人～10万人未満	2,583
3万人～5万人未満	2,682
1万人～3万人未満	2,989
5千人～1万人未満	3,176
5千人未満	3,508

いわき市

【県内他市との比較】

順位	団体名	使用料 (20m ³ /月)
1	田村市	4,180
2	いわき市	3,500
3	喜多方市	3,390
4	伊達市	3,333
5	本宮市	3,245
6	須賀川市	3,190
7	郡山市	3,066
8	福島市	2,860
9	会津若松市	2,860
10	相馬市	2,860
11	白河市	2,838
12	南相馬市	2,722
13	二本松市	2,200

※令和2年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要
(総務省公表)より作成



●本市の使用料改定① (H31.4)

第1次経営審議会からの答申(H30.9)

- 汚水の処理に要する経費について、汚水私費の原則があるものの、本市は、その一部を繰入により賄っている。
- 本市の経費回収率（直近の5カ年平均で約70%）は、全国平均値（H28末：82.5%）及び類似団体平均値（H28末：78.3%）よりも大きく下回っている状況にある。

- 前回(H26)の使用料改定の経過及び汚水私費の原則により、長期的には経費回収率100%を目指すべきであり、今回の改定は下水道使用料の算定期間を平成31年4月1日からの5年間と設定した上で、全国平均値を達成する水準として算出される17.8%の改定とすることが望ましい。
- しかしながら、本市は未だ震災からの復興途上にあり、また、使用料の急激な上昇が使用者へ与える影響が大きいことを考慮し、今回の改定は全国平均値と類似都市平均値の中間値である経費回収率80.4%を達成する水準として算出される14.8%の使用料改定とし、平成36年度(令和6年度)以降の改定においては、少なくとも全国平均値の達成を目指すべきであると判断する。



18 下水道使用料の基本的な考え方

●本市の使用料改定② (H31.4)

使用料改定の概要(H31.4)

これまでの使用料改定の経過や、平成28年度に新たに設置された経営審議会の答申を踏まえ、下水道事業を円滑に推進するため、経営基盤の安定化と使用者負担の適正化を図る必要があることから、下水道使用料の改定を実施した。

1 改定時期

平成31年1月1日（1月分の水量が反映される4月1日以降の調定分より適用）

2 使用料の算定期間

令和元年度～令和5年度までの5年間
(国が示す3～5年の目安の範囲内で、本市の経営戦略の計画期間の10年間の前期期間と合致する期間)

3 使用料の改定率

平均14.8%（20m³/月使用する家庭において、1か月438円の増（2,998円⇒3,436円_(税込み)）
※審議会の答申を踏まえ、全国平均値(82.5%)と類似都市平均値(78.3%)の中間値である経費回収率80.4%を達成する水準



●使用料水準の検討にあたって

国の通知（令和3年1月：総務省）

- 社会情勢、経営環境の変化に応じて適切な料金となるよう、3年から5年以内の経営戦略の改定の際に料金水準等を検証し、必要な改定の検討を行うこと。

第1次経営審議会の答申(平成30年9月)

- （前略）・・・令和6年度以降の改定においては、少なくとも全国平均値の達成を目指すべきであると判断する。

下水道事業経営戦略での位置づけ

- 【下水道使用料の適切な水準の検討】 ※現行の下水道使用料の算定期間は、戦略の前期期間と同じR元～5までの5年間
- 適切な費用負担に応じた下水道使用料の水準の設定に向けて検討を行う。 ※経営戦略36P参照

下水道経営の持続可能性の確保

【現状と課題】

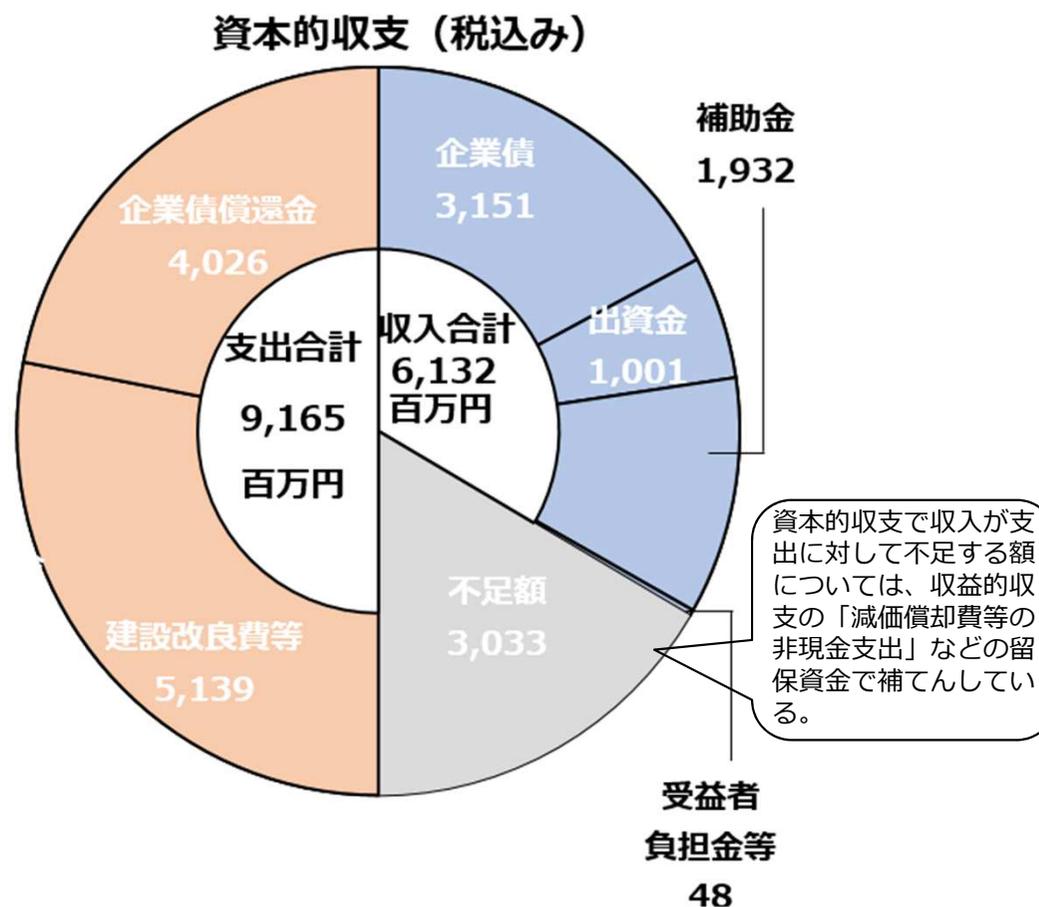
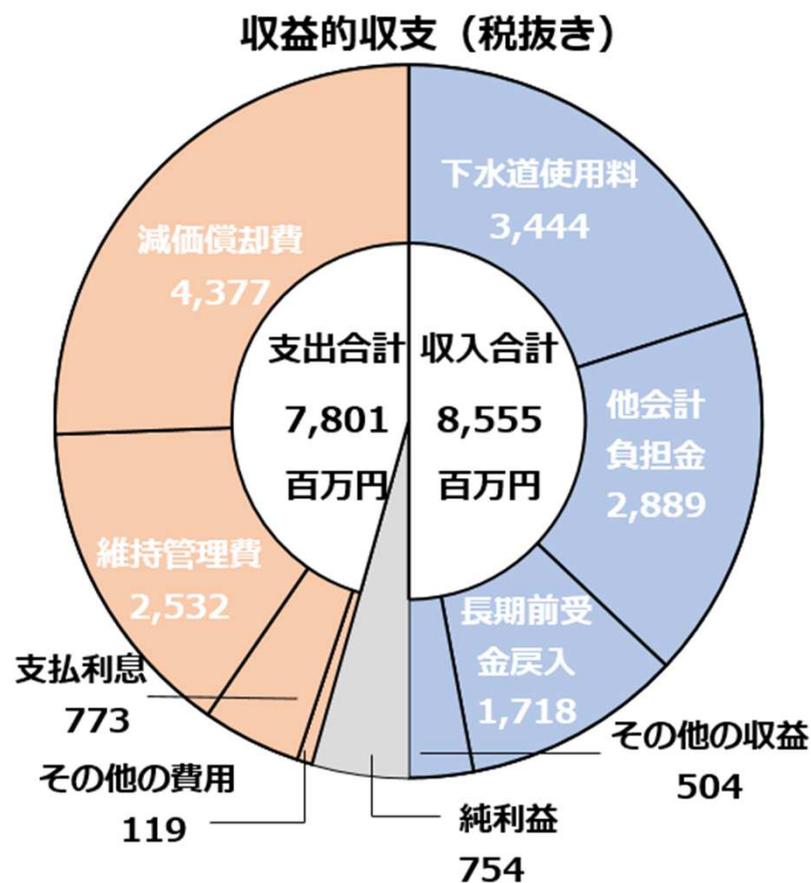
- ①未普及の状況
- ②少子高齢化や人口減少
- ③施設の老朽化 等

使用料検討のポイント

- 投資・財政計画の過不足
- 支出の合理化、収入確保方策
- 使用料水準の比較（全国、類似、県内等）
- 経費回収率等の比較（全国、類似、県内等）
- 社会経済情勢（燃料・物価高騰）など



●下水道事業の決算



- 収益的収支の決算状況は754百万円の黒字（純利益）となっている。
- 企業債残高は586億円となっており、前年度の595億円から9億円減少（▲1.5%）している。



●地域汚水処理事業の概要

令和4年4月現在

施設名	勿来白米	石 森	南 台	草木台	洋向台	
所在地	勿来町白米林 ノ中 30-345	石森一丁目 1- 15	南台二丁目 48	草木台二丁目 23-13	洋向台五丁目 27-40	
敷地面積	1,362 m ²	1,524 m ²	3,576 m ²	6,841 m ²	3,297 m ²	
供用年月	昭和53年12月	昭和61年3月	平成5年8月	平成2年10月	昭和58年9月	
帰属年月	平成2年5月	平成9年4月	平成15年4月	平成15年4月	平成16年4月	
実績	処理面積	21.0 ha	39.7 ha	140.4 ha	38.4 ha	47.6 ha
	処理人口	919 人	1,295 人	1,298 人	1,061 人	1,788 人
	処理戸数	346 戸	558 戸	500 戸	626 戸	740 戸
放流先	蛭田川	夏井川	鮫川	藤原川	天神前川	

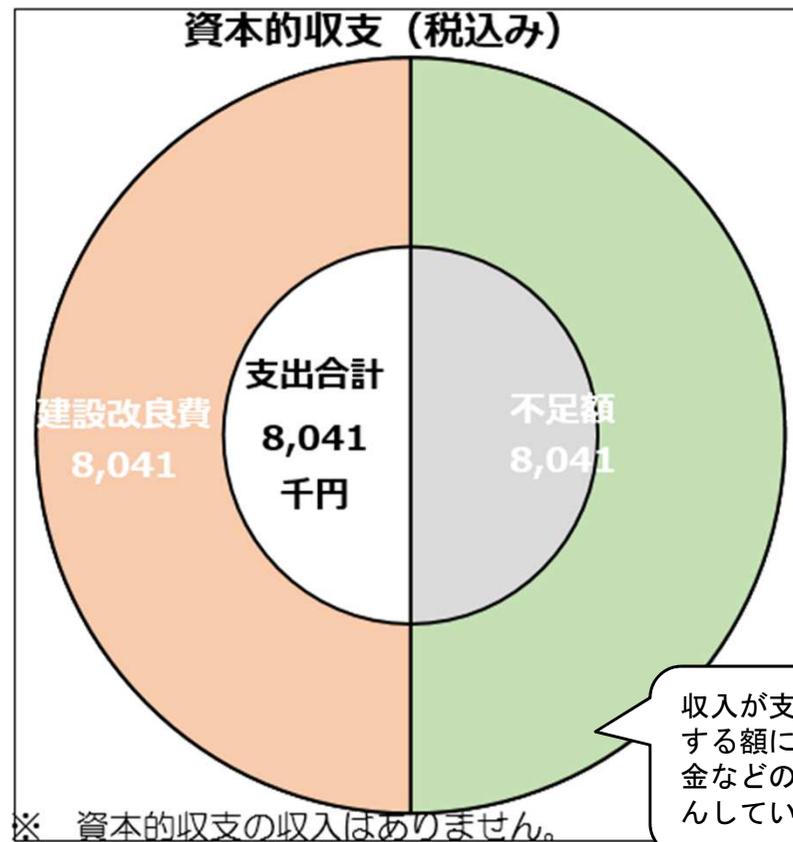
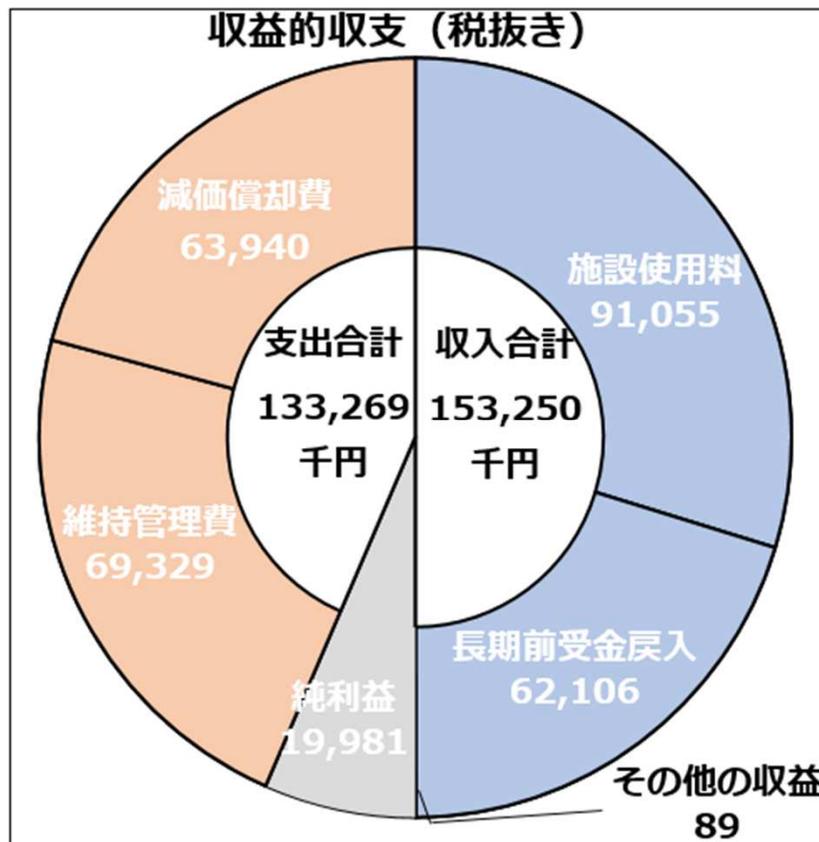
◆ 地域汚水処理施設の使用料（消費税込）

地域汚水処理施設使用料 = 1戸あたり月 2,970円



●地域汚水処理事業の決算

(単位：千円)



収入が支出に対して不足する額については、繰越金などの自己資金で補っている。

- 収益的収支の決算状況は19,981千円の黒字（純利益）となっている。
- これまでの決算（黒字分）の積立額は、482,887千円となっている。（上記の純利益19,981千円含む）



● 農業集落排水事業の概要

令和4年4月現在

施設名	下小川	戸田	永井	三阪	渡辺	遠野	
所在地	小川町下小川 字小沢口 150	四倉町戸田字 古川 218	三和町下永井 字峰岸 13	三和町下三坂 字下ノ里 52-1	渡辺町松小屋 字榎株 121	遠野町滝字中 川原 2-2	
敷地面積	1,907 m ²	1,482 m ²	1,381 m ²	1,657 m ²	1,422 m ²	2,342 m ²	
供用年月	平成 14 年 4 月	平成 15 年 4 月	平成 16 年 4 月	平成 19 年 4 月	平成 18 年 4 月	平成 27 年 4 月	
実績	処理面積	90 ha	31 ha	77 ha	185 ha	58 ha	229 ha
	処理人口	500 人	233 人	350 人	490 人	405 人	1,904 人
	処理戸数	168 戸	66 戸	110 戸	160 戸	125 戸	440 戸
放流先	夏井川	仁井田川	小玉川	三坂川	釜戸川	深山口川	

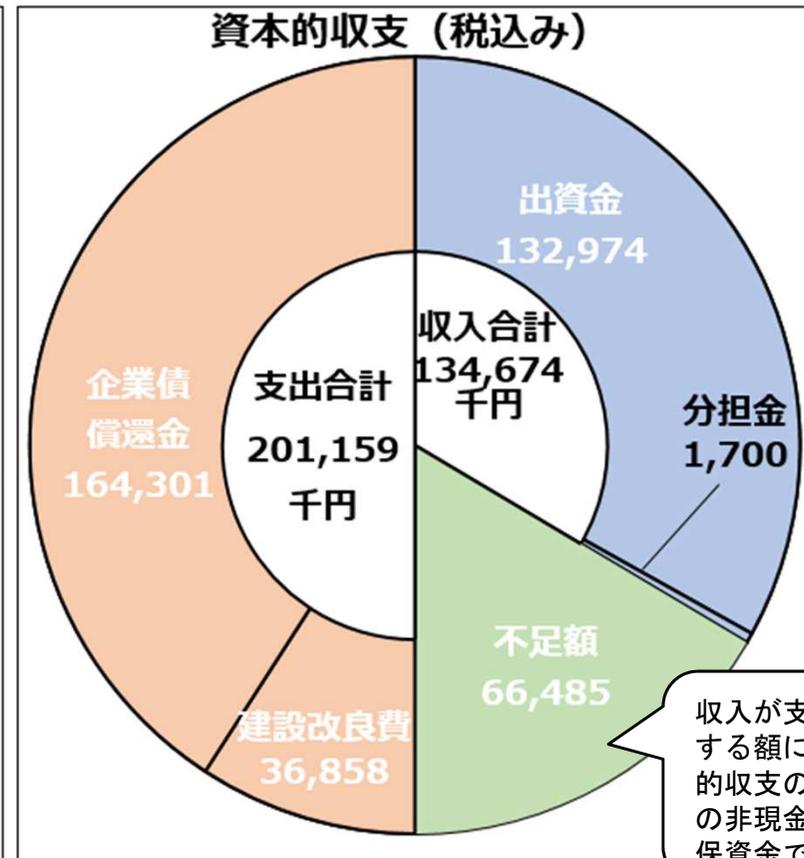
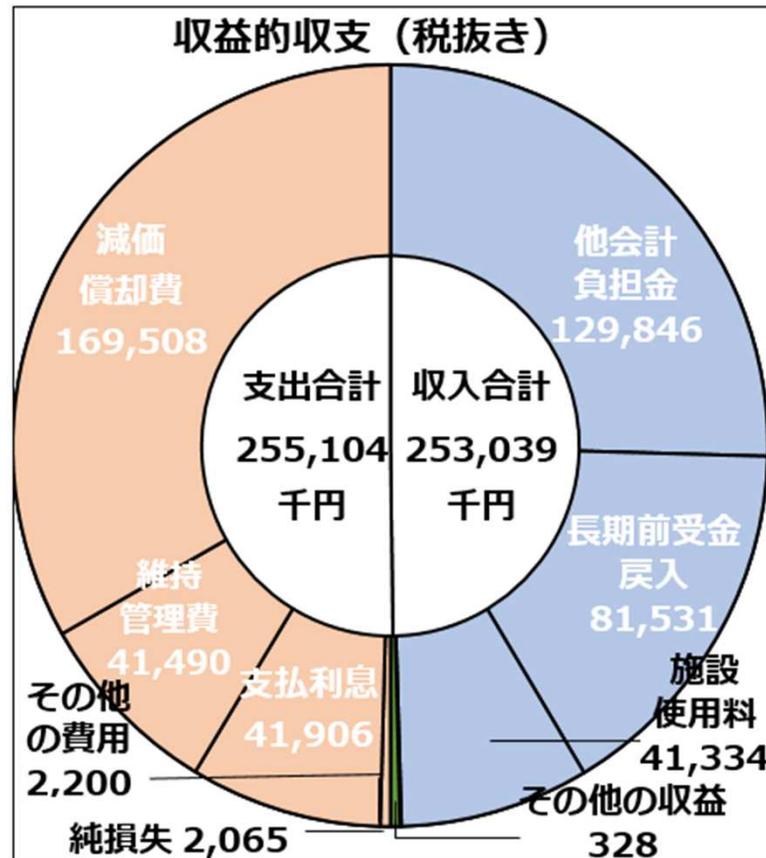
◆ 農業集落排水処理施設の使用料（消費税込）

農業集落排水処理施設使用料月額 = 基本料金 (2,170 円) + (人員 × 440 円)



● 農業集落排水事業の決算

(単位：千円)



収入が支出に対して不足する額については、収益的収支の「減価償却費等の非現金支出」などの留保資金で補っている。

- 収益的収支の決算状況は2,065千円の赤字（純損失）となっている。
- 企業債残高は22.6億円となっており、前年度の24.2億円から1.6億円減少（▲6.6%）している。



25 今後の予定

● 審議会スケジュール

第3次経営審議会では、市長からの諮問を踏まえ、諮問事項を検討し、令和5年9月に市長へ答申を行う予定である。

年 月	内 容	項 目
令和4年11月	諮問及び 第4回経営審議会	<ul style="list-style-type: none">・ 経営戦略の中間見直し・ 下水道使用料の基本的な考え方
令和5年3月	第5回経営審議会	<ul style="list-style-type: none">・ 経営戦略（素案）・ 投資・財政計画
令和5年4～9月	第6～8回 経営審議会	<ul style="list-style-type: none">・ 経営戦略（素案）・ 投資・財政計画・ 使用料水準の検討
令和5年9月	答申	

